

国際生活機能分類—小児青少年版（仮称）について

1. 国際生活機能分類—小児青少年版（仮称）（ICF-CY）の勧告と今後の動向

- (1) 国際生活機能分類—小児青少年版（仮称）（International Classification of Functioning, Disability and Health - Children & Youth version）（ICF-CY）は、小児青少年期における生活機能の特性に鑑み、国際分類ファミリーの中心分類である国際生活機能分類（ICF）を補完する目的で、派生分類として開発された。
- (2) 2006 年 WHO-FIC チュニス会議において正式に承認され、2007 年 WHO-FIC トリエステ会議の直前、10 月 25 日～26 日イタリア、ベニスにおいて正式に発表され刊行物が配布された。
- (3) ICF-CY の普及及び改善等については、チュニス会議において発足した生活機能分類グループ（FDRG）等で検討が進められることとされ、ICF 本体と連動して、改正を行う予定である。

2. 国際生活機能分類—小児青少年版（仮称）（ICF-CY）の主な内容

- (1) ICF-CY は ICF の派生分類であり、18 歳未満の新生児・乳幼児・児童・青少年を対象とする。（ICF-CY の対象は、国連「児童の権利条約」にのべられている 18 歳未満のすべての者をいう）
- (2) ICF 本体との関係：派生分類として ICF 本体から由来し、それと完全な整合性を持ち、分類構造、カテゴリーを同じにする。
ICF 本体は本来総合的なものであったが、成長・発達期の特徴を記録する用途としては、改善点も指摘されていたため、それを補うものである。
- (3) ICF-CY は WHO-FIC の一つであり、児童・青少年期の保健領域及び保健関連領域の情報について ICD-10 と他の派生分類・関連分類と共に用いるべきものである。

- (4) ICF-CY と ICF 本体との違いは次の 4 点である。
- (a) 記述内容の修正と拡張
 - (b) 新しい項目を未使用コード番号に割り振る
 - (c) 「含まれるもの」「除かれるもの」の規定の修正
 - (d) 評価点を拡張して発達の側面を含める
- (5) 追加、修正された主な項目
- 第 1 レベル（章立てレベル）での両者の違いはないが、それ以下のレベルでの追加がみられる。
 - <心身機能> 第 1、4～7 章に一部追加
 - <身体構造> 第 1、3、7、8 章に一部追加
 - <活動と参加>
 - ・第 1 章から第 9 章までの各章で追加がみられる
 - ・とくに第 1 章「学習と知識の応用」第 2 章「一般的な課題と要求」第 8 章「主要な生活領域」に集中している。
 - <環境因子> 第 1、5 章に一部追加
 - 児童・青少年期に特有な項目が追加されている。
 - ・「d 3 3 1 Pre-talking」
 - ・「d 8 1 6 Preschool life and related activities」
 - ・「s 3 2 0 0 0 Primary dentition」 等
 - 既存の項目が一部修正され、例示の部分が変更されているものがある。
 - ・「b 5 1 0 6 Regurgitation and vomiting」→「b 5 1 0 6 Vomiting」
Functions of moving food or liquid in the reverse direction to ingestion, from stomach to oesophagus to mouth and out, such as in gastroesophageal reflux, recurrent vomiting, pyloric stenosis. 等

3. 国際生活機能分類—小児青少年版（仮称）ICF-CY の国内への適用について

国内への適用に向けた今後の対応（案）

- ICF-CY のプレス発表について社会保障審議会統計分科会へ報告。

- 専門性の高い個別具体的な審議内容であることから
 - ・ 検討体制については、小児青少年領域の専門家の意見を反映するための体制の構築を行う。
 - ・ 検討内容を関係省庁、関係部局、関係団体等に送付し意見聴取を行う。
 - ・ 集約した意見をとりまとめ委員会において検討する。

- ICF 専門委員会における検討結果を統計分科会に報告。

- 「国際生活機能分類—小児青少年版（仮称）（ICF-CY）日本語版」の刊行。